

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条（第九条（略））</p> <p>（揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出）</p> <p>第九条の二 法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の規定による届出は、様式第二の二による届出書によつてしなければならない。</p> <p>2 法第十七条の四第二項（法第十七条の五第二項及び第十七条の六第二項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 揮発性有機化合物の排出の方法</p> <p>二 揮発性有機化合物排出施設及び揮発性有機化合物の処理施設の設置場所</p> <p>三 揮発性有機化合物の排出及び揮発性有機化合物の処理に係る操業の系統の概要</p> <p>四 排出ガスの導管に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所</p> <p>五 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法</p>	<p>第一条（第九条（略））</p>

(揮発性有機化合物排出施設の設置等の届出に係る受理書)

第九条の三 都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、法第十七条の四第一項、第十七条の五第一項又は第十七条の六第一項の届出を受理したときは、様式第二の三による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

第十条 第十条の四 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条(法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十七条の十二第二項及び第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第十三条 (略)

2 二以上のばい煙発生施設についての法の規定、二以上の揮発性有機化合物排出施設についての法の規定又は二以上の一般粉じん発生

第十条 第十条の四 (略)

(氏名の変更等の届出)

第十一条 法第十一条(法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第六条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては様式第四、施設の使用の廃止に係る場合にあつては様式第五による届出書によつてなければならない。

(承継の届出)

第十二条 法第十二条第三項(法第十八条の十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第六による届出書によつてなければならない。

(届出書の提出部数等)

第十三条 (略)

2 二以上のばい煙発生施設についての法の規定又は二以上の一般粉じん発生施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい

施設についての法の規定による届出は、当該二以上のばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一、令別表第一の二又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

3・4（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

- 一 様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 二 様式第二の二（別紙一及び別紙二を含む。）による届出書
- 三 様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書
- 四 様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 五 様式第三の四による届出書
- 六 様式第四による届出書
- 七 様式第五による届出書

煙発生施設又は一般粉じん発生施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類（令別表第一又は令別表第二の項ごとの区分をいう。）が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によつて届出をすることができる。

3・4（略）

（フレキシブルディスクによる手続）

第十三条の二 届出者が、次の各号に掲げる届出書の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク及び様式第六の二のフレキシブルディスク提出書（以下「フレキシブルディスク等」という。）により、法の規定による届出をしたときは、都道府県知事又は令第十三条に規定する市の長は、そのフレキシブルディスク等による届出を、次の各号に掲げる届出書による届出に代えて、受理することができる。

- 一 様式第一（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 二 様式第三（別紙一から別紙四までを含む。）による届出書
- 三 様式第三の二（別紙一から別紙三までを含む。）による届出書
- 四 様式第三の四による届出書
- 五 様式第四による届出書
- 六 様式第五による届出書

八 様式第六による届出書

2 (略)

第十三条の三、第十五条 (略)

(揮発性有機化合物の排出基準)

第十五条の二 法第十七条の三の規定による揮発性有機化合物に係る排出基準は、環境大臣が定める測定法により測定された揮発性有機化合物濃度が、排出ガス一立方メートルにつき、別表第五の二の中欄に掲げる施設の種類のことに同表の下欄に掲げる揮発性有機化合物の量(炭素数が一の揮発性有機化合物の容量に換算したもの)であることとする。

(揮発性有機化合物濃度の測定)

第十五条の三 法第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。

一 揮発性有機化合物濃度の測定は、環境大臣が定める測定法により、年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上の揮発性有機化合物排出施設に係る測定については、年一回以上(行ないず)。

二 前号の測定の結果は、測定の年月日及び時刻、測定者、測定箇

七 様式第六による届出書

2 (略)

第十三条の三、第十五条 (略)

所、測定法並びに揮発性有機化合物排出施設の使用状況を明らかにして記録し、その記録を三年間保存すること。

第十六条～第十六条の四 (略)

(緊急時)

第十七条 法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設又は揮発性有機化合物排出施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者の範囲を定めて行うものとする。

2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。

3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者又は揮発性有機化合物排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

4 (略)

第十八条～第二十条 (略)

第十六条～第十六条の四 (略)

(緊急時)

第十七条 法第二十三条第二項の規定によるばい煙排出者に対する命令は、大気の汚染の状況、気象状況の影響、ばい煙発生施設の種類及び規模等を勘案して当該措置が必要と認められる地域及びばい煙排出者の範囲を定めて行うものとする。

2 前項の命令は、当該命令の内容その他必要な事項を記載した文書により、当該ばい煙排出者に対して行うものとする。ただし、文書により行うことが著しく困難であると認められるときは、電話その他の電気通信設備を使用して行うことができる。

3 前項ただし書の方法により命令する場合にあつては、併せて当該ばい煙排出者が当該命令の有無及びその内容を確認できる方法を講じ、かつ、伝達しなければならない。

4 (略)

第十八条～第二十条 (略)

別表第一（第三条関係）（別表第五（第七条関係）（略）

別表第一（第三条関係）（別表第五（第七条関係）（略）

別表第五の二（第十五条の二関係）

一	令別表第一の二の一の項に掲げる乾燥施設	六〇〇立方センチメートル
二	令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいう。）の製造の用に供するもの	四〇〇立方センチメートル
三	令別表第一の二の二の項に掲げる塗装施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	七〇〇立方センチメートル
四	令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するもの	一、〇〇〇立方センチメートル

五	令別表第一の二の三の項に掲げる乾燥施設のうち前項に掲げるもの以外のもの	六〇〇立方センチメートル
六	令別表第一の二の四の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
七	令別表第一の二の五の項に掲げる乾燥施設	一、四〇〇立方センチメートル
八	令別表第一の二の六の項に掲げる乾燥施設	四〇〇立方センチメートル
九	令別表第一の二の七の項に掲げる乾燥施設	七〇〇立方センチメートル
十	令別表第一の二の八の項に掲げる洗淨施設	四〇〇立方センチメートル
十一	令別表第一の二の九の項に掲げる貯蔵タンク	六〇、〇〇〇立方センチメートル

別表第六（第十六条関係）・別表第七（第十六条の四関係）（略）

別表第六（第十六条関係）・別表第七（第十六条の四関係）（略）

様式第二の2

揮発性有機化合物排出施設設置（使用、変更）届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の 印
氏名

大気汚染防止法第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項）の規定により、揮発性有機化合物排出施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
揮発性有機化合物排出施設の種別		※施設番号	
揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり。	※審査結果	
揮発性有機化合物の処理の方法	別紙2のとおり。	※備考	

- 備考 1 揮発性有機化合物排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2に掲げる項番号及び名称を記載すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。
 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 5 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 6 排出ガスを処理施設において処理していない場合には、別紙2の届出は必要ない。

揮発性有機化合物排出施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
名称及び型式		
設置年月日	年 月 日	年 月 日
着手予定年月日	年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日	年 月 日
規模	送風機の送風能力 (m ³ /h)	
	排風機の排風能力 (m ³ /h)	
	揮発性有機化合物が空気に接する面の面積 (m ²)	
	容量 (k l)	
1日の使用時間及び月使用日数等	時間/回 時~ 時 回/日 日/月	時間/回 時~ 時 回/日 日/月
排出ガス量 (Nm ³ /h)		
使用する主な揮発性有機化合物の種類		
揮発性有機化合物濃度 (容量比 ppm (炭素換算))		
参考事項		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1の2の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
- 3 揮発性有機化合物排出施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。
- 4 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 5 揮発性有機化合物排出施設が貯蔵タンクである場合には、排出ガス量の欄には記載しないこと。
- 6 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 7 揮発性有機化合物濃度は、揮発性有機化合物の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
- 8 参考事項の欄には、揮発性有機化合物の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、揮発性有機化合物の排出の抑制のために採っている方法（排出ガスを処理施設において処理しているものを除く。）等を記載すること。

揮発性有機化合物の処理の方法

揮発性有機化合物の処理施設の工場又は事業場における施設番号			
処理に係る揮発性有機化合物排出施設の工場又は事業場における施設番号			
揮発性有機化合物の処理施設の種類、名称及び型式			
設 置 年 月 日		年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	年 月 日
処 理 能 力	排 出 ガ ス 量 (Nm ³ /h)		
	揮 発 性 有 機 化 合 物 濃 度 (容 量 比 ppm (炭 素 換 算))	処 理 前	
		処 理 後	
	処 理 効 率 (%)		

- 備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
- 2 排出ガス量は、湿りガスであつて、最大のものを記載すること。
- 3 揮発性有機化合物濃度は、湿りガス中の濃度とすること。
- 4 揮発性有機化合物の処理施設の構造及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第2の3

受 理 書

第 号

年 月 日

殿

都道府県知事 印
市 長

年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大気汚染防止法第17条の4第1項（第17条の5第1項、第17条の6第1項）
届 出 の 内 容	揮発性有機化合物排出施設の設置（揮発性有機化合物排出施設の使用、揮発性有機化合物排出施設の構造の変更、揮発性有機化合物排出施設の使用の方法の変更、揮発性有機化合物の処理の方法の変更）
届出に係る揮発性有機化合物排出施設の種類	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4

氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年月日	年月日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第4

氏名等変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

氏名（名称、住所、所在地）に変更があつたので、大気汚染防止法第11条（第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の 内 容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年月日	年月日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第5

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、
特定粉じん発生施設）使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種 類		※施設番号	
施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第5

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）
使用廃止届出書

年 月 日

都道府県知事
市 長 殿

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条（第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種 類		※施設番号	
施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第6

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第17条の12第2項及び第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

様式第6

承 継 届 出 書

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

氏名又は名称及び住所並びに
届出者 法人にあつてはその代表者の 印
氏名

ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設）に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項（第18条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
施設の種類		※施設番号	
施設の設置場所		※備 考	
承継の年月日	年 月 日		
被承継者	氏名又は名称		
	住 所		
承継の原因			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。

裏

大気汚染防止法抜粋

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、揮発性有機化合物排出施設の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、揮発性有機化合物排出施設を設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
三 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

裏

大気汚染防止法抜粋

第26条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者、特定粉じん排出者若しくは特定工事を施工する者に対し、ばい煙発生施設の状況、特定施設の事故の状況、一般粉じん発生施設の状況、特定粉じん発生施設の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設を設置している者、特定施設を工場若しくは事業場に設置している者、一般粉じん発生施設を設置している者若しくは特定粉じん排出者の工場若しくは事業場若しくは特定工事の場所に立ち入り、ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による環境大臣による報告の徴収又はその職員による立入検査は、大気の汚染により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合に行うものとする。

3 第1項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）の長が行うこととすることができる。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
三 第26条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者